

4.10.4	808
--------	-----

大正十四年九月四日
 警視總監 丸山鶴吉
 内務大臣 安達謙藏
 社会局長 官殿
 各廳府縣長官 殿
 (北海道 幸部 大阪 神奈川 兵庫 愛知 静岡 福岡)

合資會社 宇田川運送店 労働爭議發生ノ件ニ才一報

昭和四年九月四日
 警視總監 丸山鶴吉

九二一九二一

勞務第一七八四號

昭和四年九月四日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社会局長 官殿

各廳府縣長官 殿

合資會社 宇田川運送店 労働爭議發生ノ件ニ才一報

4.9.7	735
-------	-----

要旨
 (1) 八月廿八日一部従業員八七項目ノ待遇改善ノ嘆願ヲ行ス
 (2) 会社側ニ於テハ九月二日不良従業員十五名ヲ解雇ス
 (3) 九月三日ニ至リ会社側従業員中自動車部員二十五名 荷馬車部員二名 名八同情罷業ヲ決行ス
 (4) 会社側ニ於テハ此ノ機ニ於テ不良分子ヲ一掃スハク自動車部員二三名 荷馬車部員二名ニ對シ断手トシテ解雇ヲ旨渡シタリ